

■ 国民健康保険税の税率などの改定

国民健康保険は平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、公費の拡充による財政基盤の強化を図っているところです。

財政運営の責任主体である埼玉県では、県内市町村の国民健康保険事業の広域的かつ効率的な運営を推進するため「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、県内市町村に対し、令和 9 年度までに、埼玉県が提示する「市町村標準保険税率」となるよう税率(自治体毎に毎年度提示されます)の見直しを求めています。

幸手市国民健康保険では、国民健康保険基金を活用することにより、令和 5 年度は国民健康保険税率を改正せず、「標準保険税率」を下回る税率で賦課し、被保険者の負担の軽減を図りましたが、現行の税率のままで国民健康保険の運営を維持していくことは困難な状況です。

このことから、当市では国民健康保険の安定的な運営を図るため、令和 6 年度の税率(所得割・均等割)を改正しました。また、被保険者間の負担の公平性を図るため、賦課限度額を引き上げました。

なお、令和 6 年度国民健康保険税納税通知書は、7 月中旬に発送します。

▼税率などの改定

区 分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
		医療機関などへ支払う医療費に充てるもの	後期高齢者医療制度の支援金に充てるもの	介護保険第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)のみ
所得割 ※世帯の加入者の所得に応じて計算。	改正前	7.4%	2.1%	1.6%
	改正後	7.4%	2.5%	2.1%
均等割 ※世帯の加入者数に応じて計算。	改正前	27,500 円	11,800 円	10,400 円
	改正後	35,000 円	13,000 円	12,000 円
賦課限度額	改正前	650,000 円	200,000 円	170,000 円
	改正後	650,000 円	220,000 円	170,000 円

国民健康保険税の簡易申告

一定の所得以下の世帯は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。軽減の判定は、世帯主(本人が国保に加入していない場合も含む)と国保加入者全員の所得状況により行いますので、4 月 1 日現在で 16 歳以上(被扶養者も含む)の全員の申告が必要です。

世帯主が確定申告や住民税申告をしている場合でも、16 歳以上の加入者に未申告者がいると、軽減は適用できませんので、期限までに簡易申告(国民健康保険税用の申告)または住民税申告を行ってください。

※令和 5 年度に軽減が適用された世帯で、かつ世帯主と国保加入者全員の所得状況が確認できない世帯には、5 月中旬にお知らせを郵送します。

【申告期限】 6 月 14 日(金)まで

ペットボトルの分別徹底にご協力ください！！

ペットボトルのふたとラベルがついた状態で集積所に出すと、ふたとラベルをとる作業に多くの時間が割かれ、選別処理に支障が出ます。

今一度、ペットボトルの出し方を確認し、更なる分別ときれいな排出にご協力をお願いします。

回収したペットボトルは、破碎、洗浄、乾燥工程を経て、再生製品の原料になります。この原料を加熱溶融し、繊維や成型品にすることにより、繊維製品(背広やワイシャツなど)や文房具などの再生品になります。

※幸手市健康・環境カレンダー(ごみカレンダー)の 27 ページもご参照ください。



▲ペットボトルのふたとラベルの取り外し作業



▲取り外し作業後のふたとラベル

▼ペットボトルの出し方 point!

- ① マークを確認する。
- ② ふたとラベルを取り、中を水洗いする。
※ふたと、ラベルは「その他プラ」へ。
- ③ つぶしてから出す。

水道メーターの交換

水道メーターは、計量法の規定により 8 年間で交換が必要です。今年度交換対象となるご家庭にはお知らせを郵送後、市指定給水装置工事業者が作業を実施します。費用は市が負担します。

立会いは不要ですが、敷地内での作業となりますので、留守の場合はあらかじめご了承ください。※作業員は、市発行の身分証明書(有印)を必ず携帯しています。

▼交換期間(予定)

- 東地区 1 回目 / 5 月下旬～ 6 月中旬
2 回目 / 7 月下旬～ 8 月中旬
3 回目 / 11 月下旬～ 12 月中旬
4 回目 / 1 月下旬～ 2 月中旬
- 西地区 1 回目 / 6 月下旬～ 7 月中旬
2 回目 / 10 月下旬～ 11 月中旬
3 回目 / 2 月下旬～ 3 月中旬
- 市内全域(口径 25 mm 以上)
/ 6 月中旬～ 8 月中旬



水道配水管の清掃

下記の日程で水道配水管の清掃を行います。清掃時間は午後 11 時 30 分から翌午前 5 時ごろまでです。
※清掃作業中は、水の出が悪くなり濁り水が出る場合がありますので、ご注意ください。

5 月 8 日(水)～9 日(木)	惣新田、中野、下吉羽、西関宿、木立、長間、細野、槇野地、上宇和田、北 1・2 丁目、西 2 丁目、松石、外国府間、内国府間、円藤内
5 月 9 日(木)～10 日(金)	北 3 丁目、上吉羽、戸島、権現堂、見立団地、神扇、大字幸手、神明内、中川崎、下川崎、中 5 丁目
5 月 15 日(水)～16 日(木)	香日向 1～4 丁目、千塚
5 月 16 日(木)～17 日(金)	東 1～5 丁目、緑台 1・2 丁目、天神島、上高野 1 丁目、中 1 丁目、南 1～3 丁目、上高野
5 月 23 日(木)～24 日(金)	栄 1 番～6 番(幸手団地)、栄 7 番